

岡崎市口腔衛生事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡崎市口腔衛生事業費補助金(以下「補助金」という。)は、口腔衛生事業について、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 一般社団法人岡崎歯科医師会(以下「歯科医師会」という。)が行う、歯と口の健康維持・向上、健康意識を育てることを目的とした事業に要する経費を補助することにより、市民の口腔衛生の保持及び増進に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 歯科医師会が行う下記の事業に対して補助金を交付する。

- (1) 口腔衛生普及啓発事業
- (2) 前号に定めるもののほか、第2条の目的を達成するための事業で、市長が特に必要と認める事業

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。当該年度の2月末日までに歯科医師会が行う口腔衛生事業に係る経費に対する1/4の定率とし、上限額を550,000円とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、報償費、需用費、役務費等とし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 歯科医師会員に対する報償費
- (2) 従事者の飲食費
- (3) 社会通念上対象事業及び補助対象経費としてふさわしくないと考えられるもの
 - ア 慶弔費及び交際費
 - イ 本人負担とすることが適当であるもの
 - ウ 個人の利益となるような物品等に係る経費
- (4) その他補助対象として適当と認められない経費

(端数処理)

第6条 第4条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 申請は、規則第5条の規定に基づき市費補助金等交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げるものを添付する。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業企画書

2 前項の規定による申請書は事業着手前に提出するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延)

第9条 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(実績報告)

第10条 実績の報告は、規則第10条の規定に基づき市費補助金等実績報告書(様式第2号)によるものとし、次に掲げるものを添付する。

(1) 収支精算書

(2) 事業報告書

2 前項の実績報告書は、当該事業完了後20日以内に提出しなければならない。

(補助金の支出)

第11条 補助金の支出は、規則第11条に規定する市費補助金等の額の確定後に、補助事業者からの請求に基づき行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、歯科医師会が偽りその他不正の申請に基づき補助金の交付を受けたとき又は第3条に規定する事業以外の目的に使用したときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(実施細則)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。